○四国地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月一日　　四国地方整備局長　名波　義昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号及び四百四十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町大川四四〇五番から同町大川四四〇八番地先まで	前	二八・九二～三七・〇八メートル	〇・〇三三キロメートル
	後	二八・九二～四二・九六	〇・〇三三

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月一日　　九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	十号	宮崎県児湯郡新富町大字上富田字関木元二八六三番一から宮崎市佐土原町下田島字徳ケ渕五七番五まで	九州地方整備局及び宮崎河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成二十八年十二月二日

○九州地方整備局告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月一日　　九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百二十号	垂水市二川字川尻九八七番一二から同市二川字鳥越一〇四四番一〇まで	九州地方整備局及び大隅河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成二十八年十二月二日

国会事項

衆議院

会期延長議決及び通知

十一月二十九日本院は国会の会期を十二月一日から十四日まで十四日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

議案提出

十一月二十九日議員から提出した議案は次のとおりである。

厚生労働委員長丹羽秀樹君解任決議案（山井和則外七名提出）

厚生労働大臣塩崎恭久君不信任決議案（山井和則外七名提出）

又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。

日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書

要求書受領

十一月二十九日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

厚生労働委員長丹羽秀樹君解任決議案　　山井和則外七名

厚生労働大臣塩崎恭久君不信任決議案　　山井和則外七名

議案送付

十一月二十九日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

官民データ活用推進基本法案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案（第百九十回国会内閣提出、本院継続審査）

質問書提出

十一月二十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

アメリカ大統領選後のＴＰＰに対する政府認識と関連予算に関する質問主意書（井坂信彦提出）

防衛省へのサイバー攻撃に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

答弁書受領

十一月二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員高井崇志提出固定価格買取制度の平成二十八年運用変更に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出政府の所管を案内し総合的に対処する部署の創設に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出第二次安倍政権以後に政府が債務免除した円借款に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出自衛隊のソマリア沖・アデン湾の海域における活動の現状に関する質問に対する答弁書

衆議院議員階猛提出ＰＫＯ派遣要件にかかる「武力紛争」の定義等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員階猛提出ＵＮＭＩＳＳとＰＫＯ参加五原則に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する再質問に対する答弁書

報告書受領

十一月二十九日内閣から次の報告書を受領した。

東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告

又同日内閣を経由して総務大臣高市早苗から、次の報告書を受領した。

放送法第七十二条第二項の規定に基づく日本放送協会平成二十七年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書

又同日内閣を経由して文部科学大臣松野博一から、次の報告書を受領した。

国立研究開発法人科学技術振興機構法附則第五条の六第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構平成二十七年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見